

○農林水産省
環境省
経済産業省告示第二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第十八条第四項の規定に基づき、自主回収の認定を取り消したので、同条第五項において読み替えて準用する同条第二項の規定に基づき、公示する。
平成二十七年三月三十一日

農林水産大臣 林 芳正
経済産業大臣 宮沢 洋一
環境大臣 望月 義夫

一 名称 中京サインボトリング協業組合
住所 愛知県北名古屋市高田寺中外浦八番地
三 当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	二〇〇ミリ リットル	三五六 グラム	炭酸飲料用	厚生省 農林水産省告示第四号 平成十二年六月 通商産業省 図第十六のとおり
ガラス	青色	三四〇ミリ リットル	三一八 グラム	炭酸飲料用	厚生省 農林水産省告示第四号 平成十二年六月 通商産業省 図第十九のとおり

一 名称 南日本酪農協同株式会社
住所 宮崎県都城市姫城町三十二街区三号
三 当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	二〇〇ミリ リットル	一九五 グラム	牛乳・加工 乳・乳飲料用	厚生省 農林水産省 告示第一号 平成十五年三月 経済産業省 図第八のとおり

一 名称 キリンビバレッジ株式会社
住所 東京都中野区中野四丁目十番二号中野セントラルパークサウス
三 当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	三四〇ミリ リットル	四二〇 グラム	炭酸飲料用	厚生省 農林水産省告示第二号 平成九年八月 通商産業省 図第二十五のとおり

一 名称 四国乳業株式会社
住所 愛媛県東温市南方九百五十五番一号
三 当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	二〇〇ミリ リットル	二四四 グラム	牛乳用	厚生省 農林水産省告示第四号 平成十二年八月 通商産業省 図第四十のとおり

一 名称 興真乳業株式会社
住所 東京都文京区向丘一丁目一番十五号
三 当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	二〇〇ミリ リットル	二四四 グラム	牛乳・加工 乳・乳飲料用	厚生省 農林水産省告示第一号 平成十三年五月 経済産業省 図第十六のとおり

一 名称 ニシラク乳業株式会社
住所 福岡県北九州市小倉南区大字朽網三千九百十四番五
三 当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	九〇〇ミリ リットル	四〇七 グラム	牛乳用	厚生省 農林水産省告示第四号 平成十二年六月 通商産業省 図第四十三のとおり

一 名称 協同乳業株式会社
住所 東京都中央区日本橋小網町十七番二号
三 当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	一八〇ミリ リットル	二四四 グラム	牛乳用	厚生省 農林水産省告示第二号 平成九年八月 通商産業省 図第五のとおり
ガラス	無色	二〇〇ミリ リットル	一九二 グラム	牛乳用	厚生省 農林水産省告示第一号 平成十六年三月 経済産業省 図第十四のとおり

○経済産業省告示第六号

環境省

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第十二条第二項第二号二の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二条第二項第二号二に規定する主務大臣が定める量（平成八年十二月通商産業省告示第三号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日

経済産業大臣 宮沢 洋一
環境大臣 望月 義夫

表中

二七九、三六八	二八五、二九一
九〇、二九六	七一、一四七
一四三、六四七	一三三、四五七
八、六〇五	七、七八八
七、三四〇	六、二〇三
八三五	一、一四七
二一、〇七三	一五、六八三
二七二、三九四	二八六、七三六
九〇、八〇六	一〇〇、八三四
一五二、七五一	一二三、五五二
一、一一七	八四九
二、〇三五	五五二
九、五一五	一三、八五二
三四、三六二	三三、二七三
一五三、七二一	一六一、八三八
一、六五〇	六三五
二、八一〇	二、五一六
三四一	二七九
二四一、七三二	二三〇、九三九
六一、三五一	六五、八七五
二六、四三三	二六、四五五
三五、二一五	二九、九三五
二七、六四四	二五、五四二
一五、〇五六	一四、五五四
二二三、八五六	一一一、六二五
二七一、二三〇	二一九、五五三
二六、四三八	二二、一一八

を

に改める。

五二四、六八九	五〇三、八九五
一四、二〇九	一四、六六五
五八四、三四七	五三〇、三八〇
七八、八七八	八三、八四七
五、二八〇	四、八八七
八三、一七五	八二、八八七
四一、〇六一	三八、五六一
八〇、五四三	六七、六九七
一七〇、四四一	一六三、八八〇
二〇一、〇八五	二二四、五〇九

○環境省告示第五十一号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項及び第二項の規定に基づき、平成二十一年三月環境省告示第十五号（海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日

環境大臣 望月 義夫

別表の3の項の次に次のように加える。

4 相生市金ヶ崎から兵庫県西宮市篠干崎まで引いた線、同地点から香川県小豆島藤崎まで引いた線、同地点から岡山県猪ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（播磨灘北西部）	播磨灘北西部（全域。ただし、播磨灘北西部に係る部分を除く。）	海域生物 A	イ	平成27年3月31日
5 玉野市出崎から香川県高松市同島礼田崎から引いた線、同島礼田崎から高松市同島礼田崎から引いた線、同島礼田崎から同島礼田崎まで引いた線、同島礼田崎から同島礼田崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（備讃瀬戸）	備讃瀬戸（全域。ただし、備讃瀬戸に及ぶ部分を除く。）	海域生物 A	イ	平成27年3月31日
6 香川県三崎から四国中央市関谷鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（瀬灘東部）	瀬灘東部（全域。ただし、瀬灘東部に及ぶ部分を除く。）	海域生物 A	イ	平成27年3月31日